

市内事業所に
LEDを設置する
中小企業者等

LED化で電気代の節約&省エネに！

LED照明器具 買い換え助成金 募集要項

受付期間：令和8年7月1日～12月25日

ゼロカーボンシティの実現へ！

西東京市では、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すゼロカーボンシティ宣言を行いました。

この助成制度は、ゼロカーボンシティ実現に向けた取り組みのひとつとして、事業所における省エネ行動を促進することを目的としています。

照明の基本アクション

- ☑執務室の照明を半分程度間引きする
- ☑使用していないエリアを消灯する。



さらに省エネ

- ☑空室や昼休みなどでは可能な範囲で消灯する
- ☑従来型蛍光灯器具をLED照明器具に交換する。

業種ごとの電力消費の内訳



従来型蛍光灯器具から直管型LED照明器具に交換した場合、約50%消費電力を削減！

近年、電気料金が高騰したことでさまざまな業種で光熱費の負担が増え、社会問題化しています。また、経済産業省の統計によると、各業種での電力消費の内訳（17時頃）は次のとおりです。

- ・ オフィスビル：空調48.6%、照明23.1%
- ・ 飲食店：空調50.5%、照明17.4%
- ・ 卸小売店：空調26.2%、照明21.8%
- ・ 食品スーパー：ショーケース37.8% 空調24.3%、照明16.3%

出典：資源エネルギー庁（令和8年度 夏季の省エネメニュー）



資源エネルギー庁
ポータルサイトはこちら

申請期間

令和8年7月1日(水)から令和8年12月25日(金)まで ※消印有効

申請受付期間内に購入・設置した製品が対象です。

令和8年7月1日より前に購入・設置された場合は助成対象となりません。

申請は先着順です。ただし、受付期間内であっても、予算が上限に達した時点で申請の受付を終了します。

予算残額については、残額が少なくなってきた時点で市ホームページにてお知らせします。ホームページをご確認または環境政策課までお問い合わせください。

助成対象者と要件※次の(1)または(2)に該当し、かつ、市税滞納がないこと

(1) 市内の中小企業者等であること(下表に該当すること)

業種	資本金規模・従業員規模	
中小企業者	製造業等	3億円以下又は300人以下
	卸売業	1億円以下又は100人以下
	サービス業	5,000万円以下又は100人以下
	小売業	5,000万円以下又は50人以下
医療法人等(※)	300人以下	
農業を営む者	-	

(2) 市内に事業所を有する個人事業主

設置・申請要件

対象者	設置場所	申請回数	助成対象経費
市内中小企業者等	市内の事業所	1事業者につき1回まで	本体購入費のみ

助成金額

【本体購入費】

- 1台あたり税抜き8,000円以上の購入で一律**4,000**円の助成

※1台あたりの領収金額(実費・税抜)が8,000円に満たない場合は、本体購入にかかる領収金額(実費・税抜)×1/2で算出した額とする。(1,000円未満切り捨て)

- 2台目以降も同様の計算で、上限**25**万円まで助成

機器の要件

【対象】

- 交換後の LED 照明器具の消費電力が、交換前の蛍光灯照明器具等より低いこと
- 「LED 以外の照明器具」から「LED 照明器具」への交換であること

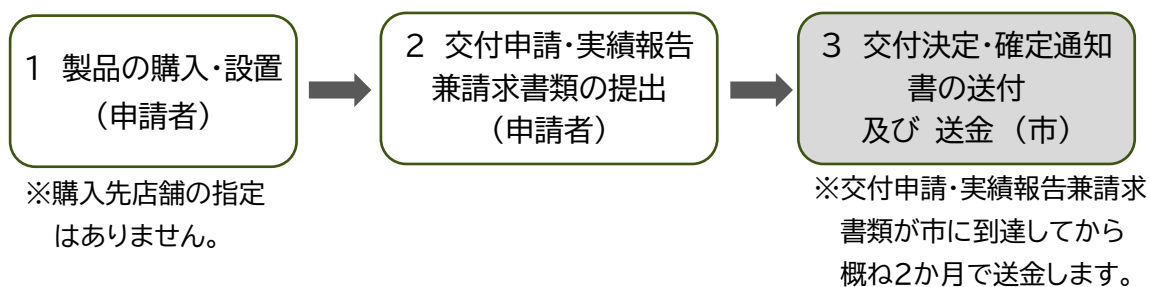
【対象外】

- × 新規設置
- × 設置前または設置後の照明器具が、コンセントタイプの場合（例：卓上スタンドなど）
- × ランプのみの交換

注意事項

- ・ ポイント、クーポン等の利用分は助成対象外です。現金やクレジットカード等によるお支払い分のみ対象となります。
- ・ 商品券、ギフト券等の利用分は助成対象外です。ただし、申請者本人が自己負担によりギフト券等を取得し、LED 照明器具を購入したことを証する書類を提出した場合に限り助成対象とします。
- ・ 全て、税抜額での計算となります。消費税は助成対象経費に含みません。
- ・ 算出した助成金額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てます。
- ・ 新品の機器が対象です。機器をリースする場合は助成対象となりません。
- ・ 国や東京都など、他の助成金との併用は可能です。ただし、助成金額の合計が、導入費用を超えない範囲となります。
- ・ 申請書類等は市ホームページからもダウンロードできます。

申請の流れ



交付申請・実績報告兼請求書の提出先 問い合わせ先

【申請期間】令和8年7月1日(水)から令和8年12月25日(金)まで

【提出方法】電子申請 もしくは 環境政策課窓口まで持参または郵送 ※窓口受付は、開庁時のみ

【提出先・問い合わせ先】

西東京市みどり環境部 環境政策課環境係

〒202-0011 西東京市泉町 3-12-35 エコプラザ西東京

▼電子申請はこちらから▼



提出書類

共通

西東京市地球温暖化対策助成金（LED 照明器具）交付申請・実績報告兼請求書（市指定書式）

新旧照明器具比較表（市指定書式）

中小企業者等であることを確認できる書類

【法人の場合】

- 発行後3か月以内の商業・法人登記簿謄本（現在事項証明書または履歴事項証明書）
- 募集要項 P 2 「助成対象者と要件」の表において、資本金規模を超えている場合のみ、従業員数が確認できる書類（法人事業概況説明書の写し、労働保険概算など）の提出が必要です。

【個人事業主の場合】

- 直近の確定申告書（受付印または電子申告の受信通知のあるもの）

市内に事業所を有していることを確認できる書類

- 光熱水費の請求書の写し、賃貸借契約書の写しなど、
※登記簿とは別に、事業所の所在及び実態が確認できる書類が必要です。

領収書の写し

- 申請者名が記載された領収書を提出してください。
- 但し書きまたは領収書の明細部分に、購入した内容の記載が必要です。
（例）LED 照明器具代として
- 領収書に LED 照明器具 1 台あたりの単価の記載がない場合は、別途、明細書等を添付してください。

設置前・後の写真

- 照明器具を交換したことが分かるように、同じ位置(アングル)で設置前後の撮影をしてください。
- 設置前後の写真に、設置場所ごとに同一の番号を明記してください。
（例：No.1 事務室設置前 No.1 事務室設置後、No.2 会議室設置前 No.2 会議室設置後）
- 設置前後の状況が分かる鮮明な画像であれば、用紙や写真の大きさは問いません。

不動産賃貸業を営んでいて、住宅用途以外の賃貸物件に設置する場合のみ

所有者確認書類

- 市内の対象機器の設置場所で不動産収入を得ていることが確認できるもの
（例）固定資産税の課税明細書、青色申告決算書（不動産所得の収入内訳書含む）
※集合住宅（共有部分、居室）に設置する場合は、別制度があります。

よくある不備 ※必ずご確認ください

- ✗ レシートの宛名欄『 様』が空欄、申請者以外の氏名等が記載されている。
- ✗ 領収書ではなく適格請求書、請求書、納品書が添付されている。※領収の確認ができません。
- ✗ 1 台あたりの金額について確認ができない。